

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰下においても乳幼児家庭の保護者が安心して外出できる環境づくりを推進するため、ベビーケアルームの設置事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「ベビーケアルーム」とは、授乳、搾乳、おむつ替えその他これらに類する行為を行うために利用者が個室として使用できる空間を有する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 府民等が利用する府内の施設において、その利用者向けにベビーケアルームを設置する市町村、法人又は団体等であること。ただし、国及び独立行政法人は補助金の交付の対象としない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 府税に未納がないこと。
- (4) 規則第4条の2に掲げる者のほか、政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の交付の限度額（以下「補助限度額」という。）及び補助要件は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業は、含まないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。）及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の4月1日から交付決定までに当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約

をしようとする場合を含む。)において、事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別に定める様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者が、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別に定める様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の2月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業の内容	置き型ベビーケアルームを設置する事業	施設改修等工事による新たなベビーケアルームを整備する事業
補助対象経費	置き型ベビーケアルームの設置に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 ・ 設置工事費 ・ 役務費 ・ その他知事が必要と認める経費 	施設改修等工事による新たなベビーケアルームの整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 ・ 整備工事費 ・ 役務費 ・ その他知事が必要と認める経費
補助率	10分の10	10分の10
補助限度額	400万円/施設 ただし、屋外型を設置する場合は、450万円/施設	400万円/施設
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の利用が多い施設に設置すること。 ・ 施設管理者の目が届く場所等、防犯上の配慮が可能な場所に設置すること。 ・ 日常的な清掃やメンテナンス等を行い、利用者が安心して利用できる衛生的な環境を維持すること。 ・ ベビーケアルームを設置した施設は、子育てにやさしい取組を進めている施設として「キッズフレンドリー施設」に登録すること。 	